

● 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域的見地から、区域区分（線引き）をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に定める内容

- ① 都市計画の目標（都市づくりの基本理念、地域ごとの市街地像）
- ② 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める方針
- ③ 主要な都市計画の決定の方針（土地利用、都市施設、市街地開発事業、自然環境の整備又は保全）

(2) 現況

種別	年月日	告示番号	区分	備考
都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針	R 5. 3. 24	県告示 103号	変更	H16. 5. 14 県告示 462号（当初）
				H16. 12. 28 県告示1194号（変更）
				H17. 9. 2 県告示 759号（変更）
				H24. 5. 30 県告示 427号（変更）
				H30. 3. 28 県告示 205号（変更）

(3) 変遷

年月日	告示番号	内容
H16. 5. 14	県 462号	平成12年の法改正により、都道府県が目指すべき都市像を都市計画マスタープランとして明示
H16. 12. 28	県1194号	市街化区域の規模と現在の市街地との関係の変更
H17. 9. 2	県 759号	主要な市街地開発事業の決定方針、市街地整備の目標の変更
H24. 5. 30	県 427号	人口、世帯減少が想定されるなか、集約型都市構造の実現を目指す。
H30. 3. 28	県 205号	都市機能や居住機能を都市の中心部に集約化・誘導を図り、地方創生拠点連携型都市構造の実現を目指す。
R 5. 3. 24	県 103号	「新型コロナ」、「人口減少」及び「災害列島」の3つの国難への対応に向け、「デジタル社会」及び「グリーン社会」など新たな視点を盛り込む。